(一) 834号 【昭和27年9月25日【第三種郵便物認可】 THE MIIKE (毎月1日、16日発行) 昭和42年11月16日(木)

怒りの手記

昭和38年11.9三池大変災犠牲者遺族の会の一人—溝口生松さんは、このほど非情極まりなき三井鉱山に対する抗議の手記を、本紙に托した。

CO患者家族の会と犠牲者遺族の会はこのほど、9.28災害が生んだCO患者を、はじめから抹殺しようとはかる会社に抗議した。

政府の石炭合理化と、三井鉱山の保安無視によって殺された四百五十八名の犠牲者の遺族は、命日には必ず仏前で淋しく主人や子どもの霊に対しているが、取り残された妻や親として、なんとおわびの申しようもない。それは私等遺族のたたかいの不十分さを思うからである。

絶対納得できぬ不起訴処分

私等遺族が三井鉱山の幹部たちを〝鉱山保安法違反〟として告訴したのに対して、福岡地方検察庁は二年半にわたって調査した結果「原因不明」「証拠不十分」ということで、昨年の八月十三日「不起訴処分とする」と発表した。

当時、山根次席検事は「不起訴になったことは、遺族の方にはお気の毒ですが、残念ながらやむをえません。私の説明を聞いてもらって、納得して帰ってください」といった。

私等は、絶対に納得できなかった。「いま一度三池にきて再調査してもらいたい」といったが、山根次席は「再調査の必要はございません」といって、席を立って廊下にでた。実に憤懣に絶えないことだった。

彼等は会社や、職組、第二組合から、五百人以上の人について事情を聴取したといったが、私等告訴人にはただの一度、奥田刑事から調書を取られただけで、前分会長の丸山さん(すでに死亡)と私等は、地方検察庁に十二回も要請にいったが、最初の桃沢検事正は「報道班がきているので、全部でてもらはなければ会うことはできない」といって、新聞社の方は全部外にだされた。桃沢検事正は「現在化学の実験と研究をしているので、早急には解決しないが誠意をもって努力する」といったがその桃沢検事正が飯田検事正に変り、とうとう二年間も引き伸ばした上、不起訴と発表した。

四百五十八名の死は犬死か

つぎに三十八年の大爆発の原因を究明するため、政府の調査団として入坑した山田=九大教授は、「三川坑には風化砂岩があるので爆発はしない。爆発したのは、揚炭ベルト上の原炭に炭じんがあったので、それに引火して爆発したので、これは不可抗力であって人災ではない。したがって三井鉱山の幹部には、保安上の責任はない」といったが、これが人災でなくてなんであろうか。山田=九大教授の学説では、四百五十八名の人は全部犬死したことになる。

これではいかに法治国家といえども、法律はなんのためにあるのかわからない。大爆発などにくらべれば小さい事故——たとえばダンプカーが事故を起こせば、運転手は即座に逮捕され罰を受けるのに、爆発事故で四百五十八名を殺し、八百名以上の人を不具者にしても無罪とは、絶対に納得することができない。人間の命は地球よりも重いというのに、こんなにも簡単にかたずけられてよいものだろうか。ほんとうに私等遺族は、残念で残念でたまらない。

許されぬ中村所長の暴言

そればかりではない、昨年十月二十五日、会社は全快してもいないCO患者に対して、「もう三年経過したから」といって、一方的に、治療も補償も打ち切るという暴挙にでてきたので、CO家族の会は坑底座りこみまで決行して、必死の抵抗を続けた結果、さる七月二十一日、国会の最終日に、CO特別措置法が制定された。

ところがかんじんの「解雇制限」「前收補償」「完全治療」の問題が解決されていないのに、会社は再度事故をひき起こして、上村さんら七名の死亡と、またまた多数のガス患者をだしてしまった。それでも中村文平鉱業所長は「七名ぐらいの死亡では、坑内保安が悪いとは思われない」などと実に無責任なことをいっている。

私等第一次上京団が石炭特別委員会に傍聴に行った時に、早川労仂大臣は「CO患者の診断は、日本で一番権威のある最高の医師の診断に依って決定する」と言っていたが、政府は障害給付(労災保険による)の一級から十四級までの間の九級を、CO患者に適用できるように改正するという。政府はCO患者の障害認定を、果してどの程度に決定するつもりか不安でならぬ。

人の命に変りはないはず

さらに問題は犠牲者に対する弔慰金についてである。こんどの坑内火災で犠牲となられた上村さんのご遺族が、「八十万円(現在の会社の弔慰金)ではナットクできない」と申しておられるが、ごもっともなことだと思う。三十八年の三川鉱大爆発の日と前後して起こった国鉄鶴見駅の列車事故は、子どもでさえその弔慰金が二百万円で、大人の犠牲者に対しては四百万円が支給された。全日空の飛行機事故の場合は、さらに高くて八百万円の弔慰金が、各犠牲者に支給されている。近くは交通事故でさえ、この八月一日からは三百万円という弔慰金が支給されることになったというのに、一番悪条件下の地下産業に仂く労仂者に限って、犠牲者に対する弔慰金たった八十万円(四年前の私等の場合四十万円だった)だとは、実に情けない。

とかく問題になる軍人恩給も、また戦没者の遺族年金もつぎつぎに上昇している。炭鉱労仂者のみがなぜ、四十万円や八十万円でがまんしなければならないのか。人の命にはかわりはないはずだ。

遺族の悲しみは孫子にまで

犠牲者遺族の悲しさと淋しさ、CO患者とその家族の苦しみと悩みは、ほんとうにわが身に振りかかってきてからでなければ、とてもわからないだろう。こんどはこのような者を、××遺族とかCO家族の会とかのタスキをかけて、全国のみなさまに訴えてかけまわらなければならないような不幸な人間を転場から出さないように、徹底的に闘って坑内保安を確立してもらわなければならない。不幸にして災害に遭遇すれば、それこそ親から子、子から孫に至るまで苦労が続く。

責任幹部はぞくぞく栄転

三池の山元では全遺族が、CO患者とその家族が、それこそ血のにじむような、地獄にもたとえられる生活を送っているというのに、一方の会社幹部は所長以下ズラリ栄転している。なかでも直接責任を負うべき、災害当時の呉比=三川鉱長は、災害後間もなく東京本店に生産部長として栄転、現在では北海道の砂川鉱業所長の椅子に腰かけている。

当時の社長の栗木幹もまた、現在四山に建設されようとしているアルミ・コンビナートの初代社長として就任することに決定している。このようなことが、はたして人道上許されるものだろうか。私は絶対に許すことができない。

最後まで責任を追及する

私等犠牲者遺族、CO患者とその家族は、すくなくとも世間なみの最低の補償を勝ち取ると同時に、坑内保安の確立を願いながらあくまで三井鉱山の経営幹部の責任を追及しつつ、最後まで闘う決意である。組合員みなさま方の暖いご支援をよろしくお願い申しあげる。

十一月十三日記

検察が不起訴でかばおうとした人道上から断じて許されぬ大量殺人犯〝三井〟の重罪

犠牲者遺族の会　溝口生松

悪ラツな企図必ず粉砕

許されぬ会社の公傷認定

九月二十八日の三川鉱で起きた坑内火災は、またまた多数の被災者(うち七人の労仂者が死亡)を生み出した。ほとんどがガスを吸わされては、CO患者として不安な思いで治療をつづけている。

もう早くから、公傷認定のことが問題にされていたにもかかわらず、会社は一方の生産の方にばかり異常な熱意を示しながら、この方については長く放置してきた。これが一層、新たなCO患者たちの不安をかきたてたことは、指摘するまでもない。

災害発生の日から二カ月近くにもなろうとする十一月十八日に至り、会社は組合の要求に抗しきれず、認定問題について会社の態度を明らかにしてきた。それによると、会社は非道にも、はじめからCO患者のまっ殺をねらっていることがハッキリした。国中から非難を浴びているこれまでよりなお悪く、これは断じて許すことができない。

許されぬたくらみ

会社が明らかにしてきたところによれば、ガスを吸わされて、たしかにCO中毒症を呈している人々のうちの、百二十六名は公傷患者(CO患者)として認めないというのである。

これは全患者の三分の一ほどに当っており、会社にいわすればこれらの患者は中毒ではなく、他の原因からきたもので、「ガス患者だとウソを言って療養しているのだ」ということになる。だから〝私傷〟というわけだ。

この会社の態度には、さすがの新労組の組合員の間からさえ怒りの声があがり、三池労組の組合員とともに抗議する姿が見られたのだったが、この会社の処置は新たな問題を加えることになり、怒りはいっそう転場のなかに深く深く広がってゆくだろう。

会社が公傷認定をひきのばしたこと、そのうえ勝手に自からの手で認定を行なった不ラチな行為については、労仂基準監督署側からも批判の声があがっている。「業務上の疾病か否かを決定するのは法の立て前にもとづいて医師や監督署が行なうべきことで、会社にその権限はない」というのである。

このことからしても、「今後長く問題を残すCO問題は、はじめにマッ殺しておくに限る」とする会社側の悪ラツなたくらみがハッキリとしてくる。それならば一層こんどの公傷認定における会社のたくらみは、絶対にうちくだかなければならない問題である。

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話③3033番
③3034番
編集兼発行人 古賀徳継
年間600円 送料共

組合員・家族の皆さん、組合はいま三井鉱山の倉田社長や労仂大臣に対する、手紙での抗議行動に立ちあがつていただくよう、呼びかけています。どしどし怒りをぶつつけましょう!